

随意契約理由書

1. 業 務 名 鋼床版大規模修繕工事（２０２０－岸）
2. 契約相手方 日立造船・日本ファブテック・日本橋梁特定建設工事共同企業体
3. 随意契約理由

阪神高速道路において近年顕在化している閉断面リブ鋼床版の疲労き裂対策として、当社では鋼床版下面からの施工が可能なＵリブ切断当て板工法及びモルタル充填工法（以下「下面補強工法」という。）について開発を行ってきた。いずれの工法も室内試験により基本性能を確認しているが、現場施工にあたっては施工精度や品質の確保、施工性の向上等に課題があったことから、それらの詳細な課題抽出及びその改善を目的として複数の共同研究を実施してきた。

当社及び日立・東骨※・日橋特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体Ａ」という。）（※現：日本ファブテック）が共同で実施した「閉断面リブ鋼床版補強の施工に関する共同研究（その３）」（以下「施工共同研究（その３）」という。）において一般的な施工条件での試験施工を実施し、施工法の標準化や品質管理基準の検討等を行ったところであるが、実際の現場では海上部等の施工条件も想定されることから、「鋼床版下面補強工法（Ｕリブ切断当て板・モルタル充填工法）施工等検討業務」（以下「施工等検討業務」という。）において施工性等の課題を検討したところである。

本工事は、下面補強工法の本格導入にあたり、施工等検討業務の成果を踏まえて海上部での施工を行い、施工性等の確認を行うものである。

本工事の契約相手方に対しては、以下の要件を満たすことが求められる。

- ① 特許を取得している下面補強工法の内容を熟知するとともに、阪神高速道路の鋼床版の特性などの諸問題に対する知見を有していること。
- ② 施工共同研究（その３）において実施した海 S-29 鋼床版での下面補強工法のノウハウ及び課題を理解するとともに、施工等検討業務で検討した業務成果に基づき施工できる技術を有すること。
- ③ 本工事の施工にあたって、施工共同研究（その３）により得られたノウハウ等の研究成果を用いる権限を行使できること。

日立造船・日本ファブテック・日本橋梁特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体Ｂ」という。）は、施工共同研究（その３）を共同実施し既に解散している工事共同企業体Ａと同じ構成員であるとともに、Ｕリブ切断当て板工法の発明に係る特許（「Ｕリブ切断方法」（特許第 6499058 号））の共同取得者及びモルタル充填工法の発明に係る特許（「充填方法」（特許第 6663787 号））の共同取得者であることから、下面補強工法の内容を最も熟知しているとともに、阪神高速道路の鋼床版の特性などの諸問題に対する知見を有していると認められる。

また、施工共同研究（その３）において海 S-29 鋼床版での下面補強工法の現地試験施工を実施しており、下面補強工法のノウハウ及び課題を理解しているとともに、施工等検討業務の受注者（日立造船・日本ファブテック・日本橋梁設計共同体）と同じ構成員であることから業務成果に基づき施工できる技術を有すると認められる。

さらに、上述したように工事共同企業体Ｂは施工共同研究（その３）の共同研究者と同じ構成員であることから、施工共同研究（その３）により得られたノウハウ等の研究成果を用いる権限を行使できると認められる。

以上より、上記要件を全て満たす者は、日立造船・日本ファブテック・日本橋梁特定建設工事共同企業体において他にいないものと判断される。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、随意契約するものである。

以 上